

令和6年度 修善寺小学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

児童の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、伊豆市立修善寺小学校としての基本方針をここに定める。

- 1 学校内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、健やかでたくましい心を育むための学校体制を構築する。
- 2 いじめは、どの子供にもどこでも起こり得る問題であるという認識のもと、いじめの早期発見のための対策を講ずる。
- 3 いじめを発見した場合は、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて取り組んでいく。

II いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

III 基本的施策(いじめ防止等に対する措置)

1 学校におけるいじめの未然防止の措置

(1) いじめが起こりにくい集団づくり

いじめが起こりにくい集団づくりのために、教職員が子供理解を深め、子供との信頼関係を築くとともに、子供同士の望ましい人間関係を構築する取り組みをすすめていく。

ア 教職員と子供との信頼関係づくり

- ・子供の良さや可能性、行動や心情の変化、その背景に目を向けた子供理解に努める。
- ・どの子に対しても、一人の人間として尊重する態度で接する。
- ・よい表れやよい行動を積極的に取り上げ、認め、褒めていく。
- ・悩みや不安を抱える子供には、共感的に関わり、可能な限り、自らの力で解決できるように助言や援助に努めていく。

イ 子供同士の望ましい人間関係づくり

- ・縦割り活動を通して、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感を育むとともに、特に学校のリーダーである6年生の自己存在感を高めていく。
- ・学級活動、児童会活動において、自治的活動の場をより多く設けることにより、自己満足感を積み重ねるとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育む。
- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、自己肯定感を高めていくとともに将来に向けての夢を育む。
- ・授業において誤った発言や異なる意見を大切にし、そこから学ぶ姿勢や態度を育む。

(2) 子供自らがいじめについて考える機会の設定

ア 道徳の時間の充実

- ・様々な道徳的価値がいじめに関連している。道徳の時間において、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけが深められるよう努める。

イ 集団の自治能力を高める取り組み

- ・学級活動、児童会活動の中で、子供がいじめについて主体的に考えるとともに、子供自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア 学校内における教職員の連携

- ・子供に関する情報の共有化を図り、子供の実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・管理職は、個や集団のよい表れや努力などを日々情報交換できる教職員間の態勢づくりに努める。
- ・年度始めにおいて、子供の情報や指導過程等を確実に引き継ぎ、継続的な指導を実現する。

イ こども園、保育園、中学校との接続

- ・小中連携を通して、将来の自分の中学生として生き方を見出すことができるようにする。
- ・小中連携を通して、9年間を見通した一貫した指導の確立に努める。
- ・進学時には、詳細な情報交換を行い、その後の指導に生かす。
- ・保育園との交流や文化的行事への園児の招待などを通して、子供の様子を把握し、その後の指導に生かしていく。

ウ 家庭・地域との横の連携

- ・学級だよりや学校だよりを通して、教育方針や子供の表れ等の情報を家庭や地域に発信する。
- ・家庭環境調査や居住地確認および希望家庭訪問によって、子供の家庭環境を理解する。
- ・家庭や地域と積極的に関わり、日頃から連携を深めるように努める。

エ 関係機関との連携

- ・教育委員会、児童相談所、警察署と可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 子供が出すサイン

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじている子供の側からも出ている。また、個々の行為だけをみれば、ささいなこと、日常的によくあるトラブルと思われることが、しつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、深刻ないじめに発展していく。子供たちのわずかな変化を手がかりに早期発見に努めなければならない。

ア 日常生活と比べて、表情や言動に変化がないか注視する。

- ・日頃と違う表示をしていないか。
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。

イ 学級の雰囲気に注目する。

- ・学級全体に無力感が漂っていないか。
- ・一部の子供を中心に、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
- ・素直に自分を表現しているか。

ウ 他の子供と比べて違った言動や表情に注目する。

- ・グループをつくるときいつも最後まで残っている子供はいないか。
- ・友達からの挨拶や言葉掛けが少ない子供はいないか。

エ 特定の子供への対応の違いに注目する。

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
- ・特定の子供が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

(2) 早期発見の手立て

ア 観察

- ・上記の視点から、全教職員で子供の様子に注意を払い、また、担任は日常会話も通して、日々子供理解に努める。
- ・小さなトラブルと思われることにも、複数職員で対応することで子供の関係を立体的に捉え理解を深めるように努める。

イ 情報収集

- ・担任は、すぐーるの健康観察報告等を通して、積極的に保護者からの情報収集に努めるとともに、他の教職員や地域からの情報も大切に、子供理解に努める。

ウ 調査

- ・いじめに対するアンケート調査を年間5回実施する。

エ 相談体制の整備

- ・児童及び保護者が、S Cに気軽に相談できるよう、学校だより等で訪問日を知らせるとともに、訪問日には授業参観等積極的に子供とふれあう場を設ける。
- ・身近にいる教職員に相談できることが最も望ましいことから、日頃より子供との信頼関係はもとより保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・必要に応じて、子供との面談体制を整える。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 未然防止

本校児童の携帯電話の所持率や家庭でのパソコン使用率は少ないものの、昨今ではW i - F i環境が整ってさえいれば、ゲーム機や音楽プレーヤーなどからもインターネットに接続は可能であり、S N Sを容易に利用できる環境にある。インターネット上でのいじめにつながらないようにするために、以下の対策を講じる。

ア 啓発活動

- ・講師を招聘し、携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を設け、デジタル的ないじめ防止のための啓発活動に努める。
- ・携帯電話やスマートフォン等がもたらす危険性について認識を高めるとともに、家庭における適切な指導・ルール作りを保護者に要請する。また、携帯電話やスマートフォン等の所持、利用については親の責任のもとに行い、S N S上のトラブルにおいて家庭での適切な指導を行う。

イ 調査

- ・子供の様子に注意をはらったり、すぐーるの健康観察報告等などを通して、情報収集に努めるとともに、年間5回のアンケートによる調査を実施する。

(2) インターネットによるいじめが発覚した場合の対処

インターネット上でのいじめが発覚した場合は、以下の点を踏まえて指導にあたる。

ア 書き込みの削除依頼

- ・証拠を保存する(日時、内容、サイト名、URL等)
- ・掲示板管理者へ削除を依頼する。
- ・管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼する。
- ・相談機関(修善寺駅前交番及び伊豆中央警察署生活安全課、地方法務局)に相談する。

イ 加害児童への対応

- ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・被害児童との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ、指導にあたる。
- ・保護者に事実を伝え、今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設けるとともに、今後の指導方針を伝える。

ウ 被害児童への対応

- ・保護者に事実を伝え、(ケースによっては) 今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。
- ・加害児童との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ対処する(5. いじめに対する措置参照)。

4 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等の対策に関する組織として、「いじめ問題対策委員会」を置く。
- (2) いじめ問題対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意志決定権者は校長とする。
- (3) いじめ問題対策委員会の委員は、校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・該当担任とする。ただし、必要に応じて、SC・SSWまたは関係機関もこれに参加する。

5 いじめに対する措置

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、組織で対応にあたるものとする。

(1) いじめ問題対策委員会の開催

ア 校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、いじめ問題対策委員会を開催する。いじめ問題対策会議は、問題解決まで継続的に行っていく。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

ア 被害児童の話をもとに、加害児童、周囲の児童、関わりのある教職員、保護者から、「何があったのか」を聞き取りや記録を元に情報を収集する。

→とらメモを活用し、SWI/Hの観点で情報を整理する。

イ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「子供の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 聞き取りメモ、とらメモ報告書等の書式は全て資料として保存する。

ウ いじめ問題対策委員会によって、具体的な対応方針や指導計画を決定する。内容は打ち合わせ等を通して全教職員へ周知する。

(3) 解決に向けた支援と指導(基本)

ア いじめられた児童への支援

- ・最も信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・子供の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法など)を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。

イ いじめた児童への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導に努める(心に落とす)。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、修善寺駅前交番または伊豆中央警察署と連携し対処する。

ウ 周囲の児童への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじているのと同じであることを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて、学級、学校全体へ再発防止に向けた指導を行う。

- エ 保護者への対応
- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力をお願いする。
 - ・解決後も定期的に学校の様子を報告する。
 - ・保護者間の争いが起こらぬよう対応することは当然であるが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て、対応にあたる。

(4) 経過観察と再発防止に向けて

- ア 継続的な経過観察による追加支援
- ・解決したと思っていたが継続していたり、立場が逆転して再発するということが起こりえる。保護者と連携しながら児童の経過観察を行い、必要に応じていじめ問題対策委員会を招集し、問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。
- イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

6 重大事態への対処

- (1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
 - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育委員会に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 校長は、いじめ問題対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確し、迅速に事案の解決にあたる。
- (4) 校長は、被害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (5) 校長は、加害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (6) 校長及び教員は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対して懲戒を加えることができるものとする。
- (7) 校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、児童の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- (8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関（こころの緊急支援チーム→クライシスレスポンスチーム「CRT」と略す）に支援を求めることとする。

7 学校評価

- (1) いじめ防止等のための取り組みについて、適切な措置が行われるようにするために、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の中で取り扱うものとする。